

広報くさつ「みんなの掲示板」掲載基準

1. 掲載対象

下記のいずれかとする。

- (1) 講演会、講習会、催し物、イベント、会員募集など（以下、「イベント等」とする）の開催案内
- (2) 各種強化月間などの周知
- (3) その他市民によって有益であると認められる情報

2. 掲載できないもの

「1.掲載対象」に該当するものであっても、次のいずれかに該当するものは掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、または差別を助長するものまたはそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動またはこれに類するもの
- (5) 宗教活動、迷信または非科学的なものに関するもの
- (6) 人事募集、フランチャイズチェーンの募集等に関するもの
- (7) 営利を目的とするもの（間接的に営利につながるもの。イベント等の参加費が同種のものと比較して著しく高いもの。参加費が低額または無料体験であっても、将来、営利につながるおそれがあるもの。イベント等の開催により、企業に関する役員や受講生の募集につながる恐れがあるもの。個展や作品展で、希望者等に販売行為を行うもの）
- (8) 社会的または市民生活的な観点から適切でないもの
- (9) 責任の所在が不明確なもの
- (10) 個人宅を会場とするもの
- (11) 一部の限定された地域の市民や特定の会員などを対象としたもの
- (12) その他、広報紙に掲載する催しとして不適当であると認められるもの

3. 優先順位

掲載にかかる優先順位は、以下のとおりの順とする。

- (1) 国・県などの公共団体や、国・県などの外郭団体、公共的団体（以下、「公共団体等」とする）が草津市で開催するイベント等で、当市の所管課が必要と判断したもの
- (2) 草津市が後援や協力している民間団体が草津市で開催するイベント等で、当市の所管課が必要と判断したもの
- (3) 公共団体等のお知らせで、当市の所管課が必要と判断したもの
- (4) 民間団体のお知らせで、当市の所管課が必要と判断したもの

- (5) 公共団体等のイベント等やお知らせ
- (6) 市内のサークル等が開催する、草津市で開催されるイベント等で、市民全員を対象とするもの
- (7) 市内のサークル等が開催する、草津市で開催されるイベント等で、市民を対象としているが、年齢制限があるもの
また、年齢制限については、対象年齢の幅が広いものを優先とする
- (8) 市外のサークル等が開催する、草津市で開催されるイベント等で、市民全員を対象とするもの
- (9) 市外のサークル等が開催する、草津市で開催されるイベント等で、市民を対象としているが、年齢制限があるもの
また、年齢制限については、対象年齢の幅が広いものを優先とする
- (10) その他

4. その他

- ・多くの活動等を紹介するために、同一団体の掲載は、掲載後3カ月間、掲載できないものとする（公共団体等は除く）
- ・毎週開催される等、定期的に行われる催しもの等は、公平性の観点より、1年に1回のみの掲載とする
- ・会員募集については、広報課が定めた年2回（半年に1回）の掲載号とする。掲載号については、問い合わせのこと。なお、掲載はいずれか1回のみとする
- ・掲載基準に適合していないことが判明したサークル等は、今後の掲載をお断りする
- ・掲載基準に適合しない内容等によって、情報を受け取った利用者に不利益が生じた場合、市は一切の責任を負わず、その責は申請者が負うものとする
- ・掲載によって、申請者に不利益が生じた場合でも、市は一切の責任を負わない
- ・紙面の都合上、原稿の一部を変更または削除して掲載する場合がある
- ・紙面の都合上、掲載をお断りすることがある。ただし、希望号に掲載できない場合は、1回に限り、次号に繰り越すことを可能とする
- ・初めて掲載を希望する団体は、団体の活動内容がわかる書類を提出すること。
ホームページやブログでも可とする
- ・イベント等の参加費が同種のものと比較して著しく高いもの等、収支予算書等の提出をお願いする場合がある
- ・締め切りを過ぎたものは一切受け付けしない
- ・その他、当掲載基準に定めのないことについては、別途協議を行うものとする